

○国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則第68条第3項、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則第67条第3項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則第65条第3項に規定する任命権者が特に必要と認める場合の定年について

〔 令和2年3月23日
学 長 決 定 〕

国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。）第68条第3項、国立大学法人筑波大学附属病院職員就業規則（平成17年法人規則第12号。以下「附属病院職員就業規則」という。）第67条第3項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第65条第3項の規定により任命権者が特に必要と認める場合の定年については、次の表のとおりする。

任命権者が特に必要と認める場合	定年
本部等職員就業規則第5条の2に規定する無期労働契約の締結の申込みを行った職員の、現に締結している有期労働契約期間の満了する日が、同規則第68条に規定する当該職員の職の区分に応じた定年により退職することとなる日後である場合	現に締結している有期労働契約期間の満了する日
附属病院職員就業規則第5条の2に規定する無期労働契約の締結の申込みを行った職員の、現に締結している有期労働契約期間の満了する日が、同規則第67条に規定する当該職員の職の区分に応じた定年により退職することとなる日後である場合	
附属学校職員就業規則第5条の2に規定する無期労働契約の締結の申込みを行った職員の、現に締結している有期労働契約期間の満了する日が、同規則第65条に規定する当該職員の職の区分に応じた定年により退職することとなる日後である場合	

附 記

この決定は、令和2年4月1日から実施する。